

新潟市食育推進条例の概要

前 文

健全な食生活が失われ、生活習慣病などの問題が生じているため、食育の推進が求められている。

第1章 総則(第1条～第10条)

目 的

食育の推進に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、施策の基本となることを定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進

定 義

食育

□様々な経験を通じて食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

その他、教育関係者等、保健医療関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等を定義

基本理念

心身の健康の保持・増進、豊かな人間性の形成、感謝の念の醸成等
有機的な連携による取組と自発的な意思の尊重
特に子どもたちに対する積極的な取組
生産者と消費者との交流による地域の活性化や環境と調和のとれた食料の生産・消費

市の責務

食育推進のための施策を総合的に策定・実施

市民の役割

食に関する知識を深める
健全な食生活の実践
食育の推進に寄与

教育関係者等、保健医療関係者等の役割

教育、保健医療の分野での積極的な食育の推進

農林漁業者等の役割

自然の恩恵や食に関わる人々の活動の重要性について市民の理解が深まるよう、様々な体験機会の提供等による積極的な食育の推進

食品関連事業者等の役割

食品に関する幅広い情報や体験機会の提供等による積極的な食育の推進

国、県との協力

財政上の措置

第2章 施策の基本となる事項(第11条～第18条)

家庭における食育の推進

市民の健全な食習慣の確立がなされるよう必要な施策を講ずる。

学校、保育所等における食育の推進

食に関する指導内容・指導体制の充実や学校給食等の活用等がなされるよう必要な施策を講ずる。

地域及び職場における食生活改善のための取組の推進

食育の専門的知識を有する者の養成や活用、保健所、医療機関等による食育の普及啓発活動の推進等がなされるよう必要な施策を講ずる。

地域の力を生かした食育の推進

地域の力を生かした食育の推進が図られるよう必要な施策を講ずる。

生産者と消費者との交流

信頼関係が深まるよう支援する。

自然の恩恵等が育まれ、地域の活性化や環境と調和のとれた食料の生産・消費が行われるよう必要な施策を講ずる。

地産地消の促進

食文化の継承のための支援

食育の普及啓発等

食育の普及啓発及び食品の安全性その他の食育に関する情報の発信に努める。

第3章 推進体制等(第19条～第21条)

推進計画

食育の推進に関する施策の総合的、計画的な実施を図るために策定
(食育の推進に関する基本方針、目標、施策展開など)

推進会議

推進計画の作成、実施に関すること等について審議

年次報告

実施状況について公表